

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第1回いちき串木野警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月11日（木）午前10時から午後零時05分まで
会 議 場 所	いちき串木野地区交通安全協会2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長代行以下 4人 2 警察署 署長以下 8人
<p>（会議の概要）</p> <p>第1 会長代行挨拶及び代表者会議出席結果 会長が怪我のため欠席されたことから、会長代理として代表者会議に出席した委員が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長代行として挨拶</li> <li>○ 代表者会議の内容等について説明を行った。</li> </ul> <p>第2 自己紹介等 令和6年度第1回の警察署協議会であることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 署長以下幹部職員による自己紹介</li> <li>○ 協議会4人の自己紹介を実施した。</li> </ul> <p>第3 警察署長からの説明等 警察署長において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和6年の運営指針・運営重点</li> <li>○ 管内の治安情勢と警察の取組状況</li> </ul> <p>の説明を行った。 同説明に対して、 「万引きの年齢層は、どうか。」との質問があり、署長において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同署管内での万引きは、少年よりも中高年齢層が多いという特徴が見受けられる。</li> </ul> <p>旨を回答した。 また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 署で柔剣道訓練を行っているとのことであったが、市民に訓練状況を見学させることで力強い警察官の姿を見せられないかを検討してほしい。</li> </ul> <p>旨の要望がなされた。</p> <p>第4 令和6年下半期の速度取締り指針 交通課長において、令和6年下半期の速度取締り指針について説明を行い、委員の承認を得た。</p> <p>第5 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>1 警務課関係</p> <p>(1) 意見：委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ここ最近、鹿児島県警内における不祥事がメディアで報じられている。いちき串木野署内、鹿児島県内の警察署として、どのような教育システムや署員のフォローがあるのかを教えてほしい。</li> <li>○ 警察官の不祥事が続いています、一人の過ちが組織に与える影響は大きいと思う。 不祥事を減らすためにどのような対策が必要であるか。</li> </ul> <p>(2) 回答：署長 県警察に関するマスコミ報道がなされ、署協議会の皆様には、御心配をお掛けしていることについて、誠に申し訳なく思っております。 当署としましては、引き続き、署員一丸となって、いちき串木野市の安全と安心のため、各種警察活動を推進してまいります。</p>	

それでは、両委員から御質問のありました当署の取組等について御説明いたします。

署員が勤務する上で、地域の安全・安心を守るという「治安責任意識の醸成」を図ることが重要と考えております。

そのためには我々が勤務する「いちき串木野市の歴史・文化」を知ることで愛着が沸くものと考え、本年4月、市教育委員会の御協力の下、当署において「いちき串木野市の歴史講座」と題する講話を実施していただきました。

署員からは「いちき串木野の歴史が理解できた。」、「家族と史跡を訪ねてみたい。」などの意見があり、地域への愛着が沸いた様子でした。

今後も地域社会を守るという誇りや使命感を醸成する各種施策を推進したいと考えています。

また、署員の中には業務面のほか、家庭面において悩みを抱えているケースもあると思います。

内心面で不安や悩みを抱えることで、通常の判断ができないということもありますので、署員に寄り添い、「兆し」を早期に発見して解消する必要があると思います。

そのためには、身上把握が重要と考えており署員への積極的な声掛けや課長等による個々面接を行い、悩みの解消を図っております。

そのほか、「署員と語る会」を開催して、署員との意見交換を行い働きやすい職場環境作りに努めたり、署員によるレクレーションを行い、連帯感の醸成にも努めております。

今、警察に対して非常に厳しい目を向けられていますが、いちき串木野市の安全安心を守ることが我々に与えられた使命でありますので、署員に対しましては、萎縮することなく積極的に警察活動を推進し、治安責任を全うするよう指示しているところであります。

皆様方に対しましては、今後も警察活動全般にわたる御理解と御支援をお願いいたします。

## 2 地域課関係

### (1) 質問：意見

これから夏に向けて飲酒の機会が多くなる季節に併せ、全国津々浦々において、様々な悲惨な事件が発生している。市内、山間部等のパトロールの強化を願いたい。

### (2) 回答：地域課長

警察官が行うパトロールは、犯罪、事故等の抑止に効果的で、また、パトロールをする警察官を目にすることで住民の方々が安心感を感じていただけるという重要な業務の一つであるという位置付けで、日頃から、昼夜や市街地、山間部を問わず、交番、駐在所、パトカー勤務員が管内のパトロールを行っているところであります。

委員から御意見がなされたとおり、夏場は、当署管内で「さのさ祭り」や花火大会等のイベントが予定され、さらに友人同士でのバーベキューやピヤガーデン等において飲酒の機会が増えることに伴い、飲酒時における事件、飲酒運転による事故等の発生が懸念されますし、全国的に悲惨な事件・事故等が発生している現状は十分認識しております。

夏に向けて、当署管内における事件、事故等の抑止、住民の不安を解消し、住民の方々が安心して生活できるように、より一層パトロールを強化していきたいと思っております。

なお、イベントに際しては、主催者側と連携し、雑踏警備に必要な体制を構築して、会場及び周辺での各種事案に対処することとしております。

## 3 生活安全刑事課関係

### (1) 質問：意見

先日、変死事件に遭遇したが、「警察と消防の連携は、できないものか。」と疑問に思った。

(時系列で説明)

・ 委員が死体を発見

↓

・ 委員が警察に連絡

↓

・ 警察から119番通報の依頼を受ける。

↓

・ 委員が119番に通報

↓

・ 警察と消防から死体の状況について詳しく聞かれたが、初めてのことで死体を見ることができなかった。

警察と消防は別機関なので、それぞれ通報する必要性は理解はできるが、状況が状況なので警察から消防に連絡してもいいのではないかと。

- (2) 回答：生活安全刑事課長  
委員御指摘のとおり、警察と消防が緊密に連携を図り、それぞれの責務を果たすことが重要であると考えます。  
本件は、110番通報した際に、119番通報にも直接通報してほしい旨を依頼がなされたものと承知しております。  
一般論として申し上げますと、警察から消防機関に通報することもあります。警察への通報内容から生死が不明な場合や救助活動が必要と認められる事案は、救命・救助が最優先であり、現場の状況を把握しておられる通報者の方に直接、消防に通報を依頼することがあります。  
事案によっては、消防から、救急車が到着するまでの間に救護措置の教示も行われることもあり、いち早く救命活動に繋がることから、通報者の方に119番通報していただくという判断がなされたと思われまます。  
次に、通報時に消防と警察から御遺体の状況について詳しく聞かれたとのことですが、これは、現場の状況を正確に把握するためであり、可能な範囲で結構ですので、御協力をいただければと思います。  
いずれにしましても、今回、通報いただいたにもかかわらず、精神的な負担をお掛けしましたことに対し、誠に申し訳なく思っております。  
今回の委員の御意見を踏まえ、より一層、通報者の立場に立った対応に心掛けてまいりたいと考えておりますので、御理解・御協力の程、よろしくお願いいたします。

#### 4 交通課関係

##### (1) 高速自動車道路関係

###### ア 質問：意見

###### ○ 緊急案内板の設置

令和6年4月24日(水)、南九州自動車道路の市来ICと串木野IC間で交通事故が発生して高速道路が長時間通行止めとなった。

報道、メディアで道路情報を見聞された方々は、高速道路で交通事故が発生し、利用できないことが分かるので、渋滞を回避するための行動を取ることができる。

例えば、国道3号線より高速道路へのお知らせ、緊急案内板の設置はできないか。

###### ○ 高速道路でのUターン

事故当日、本線に入る手前の車線で2時間ほど渋滞に巻き込まれ長時間停車しているときのことである。

川内方向に向かう車両が少しずつ流れ始めたとき、鹿児島方向に向かって停車していた車両が、ポールの間だったのかは定かではないが、警察官の誘導なく無理矢理Uターンして川内方向へ2～3台走行した。

その光景を見て非常に危険と感じた。

高速道路の事故現場から離れた警察の誘導、立ち位置等はどうなのだろうかと感じた。

###### イ 回答：交通課長

###### ○ 交通事故発生時の措置

南九州自動車道路での事故の管轄は高速道路交通警察隊となります。

事故が発生した際、当署では、高速道路交通警察隊の要請に基づき、隊員が現場に到着するまでの間、事故現場での救護措置、交通整理及び応急的な事故処理等に当たるほか、道路管理者と連携し、IC入口において事故現場方向への流入規制措置を行っているところです。

###### ○ 緊急案内板の設置

現在、国道3号の串木野IC入口及び市来IC入口に鹿児島国道事務所が設置した道路情報板が設置されております。

ただ、事故発生から110番通報までのタイムラグや道路情報板に表示される以前に高速道路に進入した車両につきましては、事故処理が終了するまで高速道路内でお待ちいただくしかありません。

###### ○ 高速道路でのUターン

高速道路での警察官の措置についての御質問ですが、一般道の交通事故であれば、警察官を配置して迂回路の誘導等を行うことは可能ですが、高速道路では、ほかの手段がありません。

今回、委員が目撃されたという高速道路でのUターンにつきましては、運転者独自の判断で行ったものと思われまます。このような行為は、更なる事故を誘発するおそれが高く危険な行為ですので、絶対にしないようにしてください。

また、事故現場から離れた場所での警察官の誘導についてですが、更なる事故の発生を防ぐため、事故処理が終わるまでの間、お待ちいただくしかなく、警察官が誘導することは基本的にございません。警察では、一刻も早く道路上の障害を除去して、交通の流れを確保するよう取り組んでいるところです。

今後も、道路管理者や高速道路交通警察隊と情報共有及び連携を図り、早期

に通行が再開できるよう努めてまいりますので、御理解の程、よろしくお願ひします。

(2) 交通安全教室関係

ア 質問：意見

各小学校において、交通安全教室が開催されている。  
学校帰りにガードレールのない狭い歩道を低学年生がランドセルを揺らしながら歩き、今にも道路に飛び出しそうなことがある。  
天候が悪いときなど、持ち物等にも左右される。  
交通安全教室等において、自分の身は自分で守ることの大切さを更に教示していただきたい。

イ 回答：交通課長

例年、4月から6月にかけて、管内の小・中・高専門学校において交通安全教室を開催しています。

交通安全教室では、主に

- ① 歩行者の基本的な交通ルール
- ② 横断歩道の渡り方
- ③ 自転車の点検の仕方
- ④ 自転車の乗り方・交通ルール

等を指導しています。

その中で、横断歩道を青信号で渡っていた児童が車にはねられ怪我をした事故について説明し、道路を利用する人が一人でも交通ルールを守らなかったり、しっかり確認しなかったりすると交通事故を起こしたり、交通事故に遭ったりすること、交通ルールを守ることの大切さを理解させるようにしています。

引き続き、当署といたしましては、登下校時間帯を中心としたパトロールにおける声掛けや関係機関・団体との連携による交通安全活動を通じて、左右の安全確認や「交通ルールをしっかりと守る。」といった基本的なことを繰り返し、指導してまいりたいと考えております。

(3) 自転車の安全利用関係

ア 質問：意見

学生の無灯火での自転車や信号無視等がなかなか減らない。  
各関係団体へ注意してほしい。

イ 回答：交通課長

本年5月30日、国道3号線の酔之尾交差点付近において、交通安全協会や交通安全母の会等の関係機関団体と連携し、自転車乗用中の通行者に対して、自転車の交通安全啓発活動を実施しました。

自転車の安全利用を呼び掛けるとともに、違反者に対しては警告を行い、さらに学校に対して自転車利用者に対するルール遵守の徹底とヘルメット着用の推進について申入れを行いました。

また、外国人利用者についても企業への申入れを行っています。

さらに、本日（7月11日）から「夏の交通事故防止運動」が始まっており、「自転車等のヘルメット着用と安全利用の促進」が活動重点となっておりますので、この機会を捉えて自転車利用者に対する周知啓発を図ることとしています。

今後も引き続き、登下校時間帯を中心とした指導・声掛け、学校等と関係機関と連携した交通安全教育を行い、注意喚起に努めてまいります。

(4) 店舗出入口交差点の交通安全関係

ア 質問：意見

照島のコスモスの出入りが非常に危ない。

神村学園側からの右折やコスモス店から左折・直進等、車の流れが多く、発進するタイミングが難しい。時差式信号機への変更はできないか。

イ 回答：交通課長

現在、薩摩川内市方向から警察署方向へ右折する右折レーンが短く、渋滞緩和のため、青信号が長く取られる時差式信号機となっています。

同右折車両を流すためには、日置市向けの信号を時差にするしか方法がないため、神村学園方向からの時差は難しい状況です。

コスモスへの右折については、対向車の切れ目や信号の変わり目で右折可能と思われ、道路中央にゼブラゾーンがあることから、現在のところ、渋滞を引き起こすことはないと思われま。

コスモス駐車場から道路進出する車両については、出口付近に路面表示及び標識が設置されており、道路進出車両は左折するよう明示されておりますが、右折や直進車が散見されます。

信号の変更や道路の構造的な対策が困難であることから、管理者対策として、コスモス串木野店に日置市方向以外の車両については、「コスモス北側の出入口から道路進出を促す看板を設置して来店者へ周知する。」、「国道3号側の出入口に左折のみの追加表示する。」などの検討を依頼します。

ただ、看板等の注意喚起をしたとしても、事故を防ぐのは最終的には車両運転者の安全確認であります。

今回、委員から「非常に危ない。」という御意見をいただいたところでありますので、当署としましては、今後、パトロールによる運転者への注意喚起を行い、事故防止に努めてまいります。

(5) 歩きスマホ等関係

ア 質問：意見

自転車のマナー問題から「法整備へ」とのこと。

高齢者や子供、学生、外国人もいる中、指導も難しいことと思う。

また「歩きスマホ」も多く感じられる。

是非、パトカーで歩きスマホを見られたら、マイクで注意してほしい。

「歩行者優先」なので自動車も気遣いながら走行している。歩行者も周辺に注意を払ってほしい。

イ 回答：交通課長

当署では、運転者のみならず、学校での交通安全教室、各企業で行っている交通講話等において、歩行時や自転車乗車時の注意事項のほか、「自分の身は自分で守ることの重要性」についても指導・教養を行っているところです。

特に「歩きスマホ」は、周囲への注意がおろそかとなり、自身が交通事故の当事者となる危険が高くなるばかりでなく、他の道路利用者への迷惑行為となるなど、非常に危険であります。

いわゆる「歩きスマホ」を取り締まる法律の規定はありませんが、全国には条例で禁止している都道府県もあるようです。

また、「歩きスマホ中に人にぶつかって怪我をさせた。」場合は

刑法第209条第1項の過失傷害罪

罰則30万円以下の罰金又は科料

に当たる可能性があります。

委員の御指摘のとおり、交通安全を確保するためには、車両運転者のみならず、道路を利用する各自転車や歩行者のマナーが非常に重要と考えております。

引き続き、各種法令講習等の機会でも、「歩きスマホ」の危険性についても周知を図るとともに、パトロール時に「歩きスマホ」をしている歩行者を発見した際には指導・警告を徹底してまいります。

(6) 歩行者の横断関係

ア 質問：意見

信号がない横断歩道を渡っている人をよく見掛けますが、ルールを守らない。

歩行者や自転車に対して指導取締りを実施してほしい。

イ 回答：交通課長

県警では、横断歩行者の交通事故を防止するため横断歩道を横断する際、歩行者とドライバーが、お互いにハンドサインや笑顔でコミュニケーションをとることで、横断歩行者の安全を高める「スマイルコンタクト」の実践を呼び掛けています。

ドライバーに対する歩行者保護意識の醸成と併せて、「歩行者に対しても信号機のない横断歩道を渡るときは、手を上げる。運転者に顔を向ける。」など、「横断する意思を明確に伝えること。」を各種交通安全教育の機会でも指導してまいります。

また自転車に対しても、同様に交通安全教育を推進してまいります。

備考

会長不在のため、令和6年度第2回警察署協議会は、後日会長と協議後、決定することの承認を得た。